

I 本校の人権教育の基本方針

人権教育は、基本的人権の尊重の精神を正しく身につけるとともに、人権尊重社会の実現をめざし、一人一人がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目標としている。また、人権尊重とは、まず「自分の人権」を守り尊重することの大切さをしっかりと認識することに始まり、ひいては他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうことである。

本校には、達成経験や代理体験が乏しく、自己肯定感が低く、自他の人権を尊重する意識が希薄な生徒が少なからず存在している。本校は、「課題を抱えさせられた生徒たち」が安心して過ごすことができ、レジリエンスや自己効力感を修得し、すべての人の「権利」が尊重される社会の形成者として生きていく力を獲得する場所とならなければいけない。

本校の人権教育は以上の事に鑑み、以下のことを基本方針とする。

- (1) 本校教育活動のすべてにおいて、人権を重んじることを根幹に据えた人権教育を展開することにより、人権尊重の精神に基づいて人権問題を主体的・創造的に解決できる能力と実践力をもつ民主的な人間を育成する。
- (2) 人は誰しものが権利を保障され、大切にされなければいけない存在であることを理解することにより、自分だけでなく他者の人権を尊重する姿勢を持ち、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や言動に現れるような人権教育を、組織的・計画的に展開する。
- (3) 教職員は常に自己の教育活動の点検・評価を行い、研修の充実を図りながら、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を構築する。
- (4) すべての生徒に学びの場を確保し、生きる力を身につけるための支援を充実する。
- (5) 校内外における自主活動の育成と、活動内容の充実を図る。
- (6) 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」には、それぞれの課題に対し「差別解消を図るための教育・啓発を行う」ことが明記されており、本校においても法律の趣旨に則り、差別解消のための取組を行う。
- (7) 人権教育の推進にあたっては、PTA、中学校、関係機関、地域社会等との連携を図る。

〔通信制課程の取組〕

- (1) すべての教育活動において、全教職員が一致協力して人権教育を推進する。
- (2) 生徒一人一人の生活実態の把握につとめ、生徒の個性を尊重しながらきめ細かい適切な指導を心がける。
- (3) あらゆる教育活動を通して、生徒の基礎学力の定着と人権意識の高揚を図る。
- (4) 全教職員の組織的・自主的な研修を深める。
- (5) 徳島県立総合看護学校との協力および、定時制課程（昼間部・夜間部）との連携に努める。
- (6) 差別事件・事象が発生した際には、速やかに県教育委員会に連絡し、事実調査と確認、生徒への指導と問題解決に取り組み、課程全体の課題として受け止め解決に努める。